

国内旅行保険の概要 <用語のご説明> **被保険者**：保険の対象となる方をいいます。 **治療***：医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
ケガ*：急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

補 償 項 目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 (基本契約)	死 亡 保 険 金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガ*が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のない場合には被保険者の法定相続人)にお支払いします。 [注] 後遺障害保険金をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。	1. 次の①～⑩のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術(事故による傷害の治療*を除く) ⑦戦争・革命などの事変や暴動 ⑧地震・噴火、これらによる津波 ⑨核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑩ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動
	後 遺 障 害 保 険 金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガ*が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	⑪自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転
	入 院 保 険 金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガ*が原因で、入院した場合	入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。 [注] 入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガ*をしても入院保険金は重複してはお支払いできません。	2. むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの など
	手 術 保 険 金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガ*が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療*のために所定の手術を受けた場合	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。 [注] 1事故につき1回の手術に限ります。	
	通 院 保 険 金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガ*が原因で、通院(往診を含みます。)した場合	通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日分を限度とします。 [注1] 通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガ*をしても通院保険金は重複してはお支払いできません。 [注2] 入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、通院保険金はお支払いしません。	
特 約	個 人 賠 償 責 任	日本国内において旅行行程中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負った場合 [注] 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いすることができます。 [注] 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	1. 次の①～⑧のいずれかによって生じた損害賠償責任 ①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争・革命などの事変や暴動 ③地震・噴火、これらによる津波 ④核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑤被保険者の職務の遂行(仕事上の損害賠償責任) ⑥被保険者の心神喪失 ⑦被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ⑧自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理 2. 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 3. 受託品に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります。) など
	携 行 品 害	日本国内において旅行行程中に偶然な事故により、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合 [注] 次の物は携行品に含まれませんのでご注意ください。 株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動を行っている間のその運動のための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物等	携行品損害保険金額を保険期間中の限度として、損害額をお支払いします。 [注1] 損害額は時価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗(減価)分を控除して算出した金額)または修繕費のいずれか低い方をいいます。(修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費をお支払いします。) [注2] 1個または1対のものについては10万円を限度とし、現金・乗車船券・宿泊券などについては1事故につき5万円を限度とします。	次の①～⑩のいずれかによって生じた損害 ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ③戦争・革命などの事変や暴動 ④地震・噴火、これらによる津波 ⑤差押え、没収、破壊等の公権力の行使 ⑥携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ⑦すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ⑧偶然・外来の事故に直接起因しない電氣的事故・機械的事故(故障等) ⑨保険の対象である液体の流失 ⑩置き忘れ、紛失 など